

第 1 号議案

役員を選任について

役職名	候補者氏名	
監 事	尾田 修一	新潟県農業共済組合 組合長理事

<参考>

「新潟県農業再生協議会規約」より抜粋

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 新潟県農業会議
- (2) 新潟県土地改良事業団体連合会
- (3) 新潟県農業共済組合
- (4) 全国農業協同組合連合会新潟県本部
- (5) 新潟県主食集荷商業協同組合
- (6) 新潟県農業協同組合中央会
- (7) 新潟県
- (8) 新潟県担い手育成総合支援協議会

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。